譚海

五

貸外書册

内閣文庫
番號 和 18854
册數 12 (5)
函號 212 272

内閣文庫
和書
類號 一八八五四
册數 一
函架 二二一八

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

譚海巻之五

一橋家文庫

内閣文庫

浅草文庫

二条後成卿語中に玉津島明神を勧請奉り新に
造営といへる社也新位古も爲家の勧請なりと
云る近来冷泉為村卿の新柿本の社と勧請
奉る又伏見の境内福大明神の社と貫之の社と勧
請奉る境内冷泉門下の人々出頭の和歌を納る事
なり小地山宮の造営も新文神と云人所出来て是
を日吉の所に京都に商賣らしめ冥加の所に
なり拝殿の異なりく東山の麓なる小地の生土地ある
の事ゆへなりて拝殿造る事之

清水谷殿の庭ふしの梅ありしを禁中へ移され
けるとて清水谷殿和歌の花とよみ所の席の写ふ
をもうつされ梅ばかり石ばかりなる花のふしを又道信朝臣も八重
梅とよみ石ばかりなる今ハ梅ばかりなるとよみ木の梅を秘
蔵れ遠物と造てうつしたるといへり

○

南殿の梅ばかりなるゆへハ梅をうえうつし嘉
例之江戸赤穂山ハつるの庭ハ梅梅ばかりなるゆへ
ハ繁宸殿の梅をうつしハ梅を赤い山ハ梅を梅
ばかりなるゆへ遠の事といへり

○

清水ハ観音堂小御所ハ六條ハ所の清ハ
古代の物ハ人ハ又ハ雄山の流の清ハ三
絶ハ世ハ世ハ物ハ所ハ紀の人梅ばかりをみるハ
又人和の移ハ人の六宝代信の方梅の花清ハ
合人親王の作ハ所ハ梅ばかりをみるハこの
和ハ安永中人和の人ハ梅ばかりハ作ハ梅出ハ伝ハ
御の洞梅ハ人ハ物ハ昭年ハ源文ハ天年勝宝の年
号ハ人坂の壺井殿石ハ人ハ好古のハ人ハ梅
洞梅ハ石梅ハ洞ハ梅を天王寺地中明陰院
ハ人ハ

○

四條遠仁寺信中ハ西洞清ハ織田信雄殿ハ

茶亭ハ横ゝ[illegible]ての懐紙とるの事ハ[illegible]西行院
八方丈の法名なり茶亭のさしてふ唐の五古と平八
ら[illegible]ハ[illegible]元和の比の唐の切[illegible]ハ清中ハ意[illegible]
院[illegible]府の[illegible]漬[illegible]林院[illegible]額[illegible]を建仁寺の西門
[illegible]林門[illegible]の墓[illegible]の門[illegible]法[illegible]の北六[illegible]ハ清
[illegible]門府の[illegible]ハ[illegible]ハ清[illegible]の[illegible]林家ハ[illegible]年
千[illegible]四師のあハ今の建仁寺を造[illegible]の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]の[illegible]ハ寺ハ[illegible]ハ[illegible]又日[illegible]麦の
[illegible]ハ清鶴[illegible]の初[illegible]の[illegible]の[illegible]
石川丈山宋[illegible]の地と小[illegible]一[illegible]ハ[illegible]詩[illegible]

○

[illegible]ハ[illegible]今ハ[illegible]丈山の墓ハ[illegible]仕ハ
[illegible]ての寺[illegible]ハ[illegible]四初[illegible]梵[illegible]
人也又牡丹花[illegible]人の法[illegible]の墓を今ハ[illegible]ハ[illegible]池[illegible]
[illegible]人[illegible]せしの事を[illegible]ハ[illegible]源氏の奥
多しといへり

○

八幡山鶴ハ[illegible]ハ花堂[illegible]ハ[illegible]の墓ハ[illegible]事
のものの墓とも[illegible]ハ今席を[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]事[illegible]

○

小山今宮寺も[illegible]人[illegible]漬[illegible]事[illegible]
[illegible]ハ[illegible]人[illegible]の[illegible]中ハ[illegible]入[illegible]今宮[illegible]小山ハ一[illegible]

とゆるさるて人濃ち信中うもいつもて石人の造てきる
庭ハ細川家とも洪大石家の漢蕎信中ふを
つくり第一人の知る所の樹会と文山ふ古河の庭しき
ハ名を池かとてのきふ所くに信長ハ所を
大体ふを井ハ所所今ハ家の庭ふ所くハ庭を
ハ表大師造らせのふ所ハ名所しと
元年地震ふ崩まてのの紀伊殿ハ一橋家と
西本願寺の庭ハ池水のくに庭しく寺和美家ふ
ハ所京都石国の中の東一ふ又東西本願寺庭ハ
別ふ住宅をとふけて寺ふ知ハ行ふも住地ふ

○

とハ西本願寺地中ふ奥正ふ四ハ所とふ所ハ
預ふ門ハ宿西ハ行ふる寺ハ元来ふ口ハ行ふ
しと建ふ上人ふ四所ハ寄宿ふ住ハ住ふ
せられ寺勢と行ひ来ハ行ふ文ふ東日蓮の寺と
ふ赤ふのくふて知ふる事なり

○

本願寺代ふハ必江戸ハ出ハ行ふ警衛と相
ふ住ハ行ふ公儀ふて
ふ家代ふのふ知ハ西本願ハ武家の
家信の序と行ふふ年使出西ふ来ふも
日ハ行ふ住ふ来ふふ

○
浄瑠璃の作法和尚等比編を作製するに入用之
十分おもしろいと云て七拾分編の紙を用
らるゝ編方五拾の作法の作者の作
而せる事なりと云て
編法門引用の紙　天子作法之七ツ入て警名を
門庭の御〻〻〻せる法門作者の名を注付く
系入御〻作者の作法の名を知る
名〻〻〻と書　新編を陰作する名人
法門　新編を御〻名人の意を注
法作者名〻〻　稽古の作者　知る二作者を

○
御〻名の事作者作法の編名を
法門抜文陰作して遠〻事しる
日光法門を入家の例を
入家の定らるゝ章形〻〻系門引用の上新〻
今上の親王の準せる〻〻事〻〻門作者の紙作〻
二系法を抜けられたるの門者名の文
戒利繁作者　親王系門の序の序作
作者名〻〻　禁中と延宝作者　諸国代国
く流〻〻自分作者紙系紙作者世
事名と遠本て出て知家御名一九事と名〻〻事

と云て知恩院へ家も人捨所のことを
ゐ山出発帰書を対馬へ渡て相辞出ゐ公儀の書簡
出出と渡ゐ行ゐ定ゐ如なり行ゐ所ゐ山信濃を
子文ゐゐゐ小城藩ゐ事ゐ ゐ山出発の中途者
ゐゐゐ対ゐ人ゐ家行ゐ家ゐ人ゐ家来ゐ作ゐ
出発ゐ山ゐ如ゐ行ゐ渡出の礼ゐ行ゐ
板倉ゐ神所如何ゐゐゐゐゐ上京ゐ
ゐ行ゐ家ゐの上ゐゐ如ゐの出ゐを用ゐ行ゐ
宴席、工宰なゐ事ゐ ゐ人ゐ参ゐ一行ゐ対ゐ行ゐ
編ゐ事ゐゐ如ゐ辞ゐ事ゐ行者ゐ対ゐ出発ゐ

○

源氏長発ゐ対ゐ事ゐの次第を知ゐ行ゐ家ゐ家来ゐ
伝達ゐ出ゐ知ゐゐ行ゐ渡ゐ出ゐ渡ゐ対引渡
人ゐ人ゐ行ゐ行ゐ如ゐ辞ゐ送ゐ事ゐ班和後ゐ年ゐ二年
事ゐ伝ゐ後の長発ゐ妻ゐ渡ゐ出ゐ上京ゐ行ゐ
辞ゐ源氏ゐ行ゐ如ゐ行ゐを
ゐ行ゐの人ゐ事ゐ ゐ行ゐ出ゐ行ゐ石ゐ

○

宇治宮様ゐ代ゐ義ゐ法親王ゐ行ゐ事ゐ
今ゐ大藩如ゐ行ゐ藩ゐ南ゐ人ゐ行ゐ一旦源氏
ゐ行ゐ行ゐ親の義ゐ行ゐ行ゐ再任ゐ行ゐ
ゐ行ゐ行ゐ行ゐ行ゐ行ゐ行ゐ遷化後如

信濃に住居せし事ハ大略まてハ稀に和尚
住居なりと云へ共義信絶て連絡して住居せし
代如何信濃に居しかの事ハ少し
公儀御信令ありて洋式ひたすらに成
業日年を以て出ハ御屋敷のゆとりに女の縁と西
京ハ居りて人と相成り芳雄山の古流西洋の
学を学ひ幸に西洋の学問を進み義
和を求の為に人脚如者に折衝して外国の書
を学ひ信濃の為をもまつ
山々の人形に成りて外国に対し信濃に対し

○

重中ハ数百人と云へ共つかる事なる迄重ねて書
絶なりと人のいふ又大脚和尚ハ墨行ハ居る人
大脚行て賞賜したる事
の人なるハ墨行ハ世を以て京師
大脚とさしあ行る事
行をもむ人なるハ京一斗に二斗に書て中事なる迄
つ斗行と称せしかの事
京師ちく仰代 帝王の陰行 九重の石垣に
墨絵小なるハ 宮殿のひとくに京 京極町
天皇山城佛の奏 天和寺に行 荘茂 隅藤ハ

[illegible]ものゝ来歴ち信中海[illegible]
信小尾院　来歴ハ院[illegible]
て[illegible]ハ[illegible]ものゝ[illegible]
事なり

○京師ゝ禁裏修造せし[illegible]大工[illegible]ものゝ他[illegible]
く今[illegible]ハ[illegible]年[illegible]
の修造[illegible]と[illegible]事[illegible]
なり[illegible]

○京都の[illegible]比叡山ハ雲の[illegible]
る事[illegible]雲[illegible]立[illegible]

[illegible]山の頂[illegible]ハ京都の内ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]山の[illegible]
[illegible]京都ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]器[illegible]
[illegible]四の山[illegible]
[illegible]
[illegible]

風をなき事也 甚月甲志にありと蓋を傳ふることあり
仍和の山々ある莫令の色を知り初夜なる比まては晴夜と
いへとも山の色されとえてゝ所なき之よみく初夜ならは
よりあるは碑坐れハ山の色消えてゆく也まなる居中まては
嘯附の傍と宿りて人ゆすハ煙のさりぬハそまて河を
うけく涼しきこゝとなし寝席して物ゆく事と思ひて
すゝ来りて豪居の名を仍なして傍と楼たしてよき
ありけ仍京の涼みを知りし傍ひ行けるか家を士女
今にある事とす一の絶に すゝみなり大抵京都の人
家ハ停みあまりて 娯をもんなりれた 娯を家にしし

○

かゆきれ席なとも席く掛ひ燭ともちきて捨るし
うり傍きぬとし人家の所ヶ地もこゝに宇を前後し家を造
京に古き屋木々を掛へて建る事なし皆はりこての家し
娯ハ此地に古より生ける事して皆大きな山娯なりとと
一とせ京都甲殻の守なりし某の湖水減し庭を
の席に見所なく名庭の石をしく所望なりしか
様くの名石所々られ其地の名園と称しける振古
以来いたりし事々と云り 同附楼櫳して死亡せさせ
知る事所り大清を小山ハ湖の村々嫁せさる十あまりの
の女子ととる人 あれなら家郷の 捨ると偽りしかされ 女

宿の家鄙にはなれ遠き住居潔欲うく班猫を忘
しこをうらみの雨あとを拭うき蓋のうて庭せし先
られるの蓋ハ白木にて造りたるを丈夫なる物を
口檀に蓋行としてその行く此中にうけ堂に公
仁の雨もう通せられしるわらとんさふ蓋にうとむ
きひ分堂との経堂かるかるくるのうに蓋をもう事
脇さて潔新の白張行くく女あを皮肉のまくを
悪くうけく人の子山ハうきゆと信ハ経堂のこう
脇く行くさうふ蓋をうくいりとその晩
糸ふ出糸しく山くいりて神糸花のうを祝う

うけ墨をうう女ふ書せうう吃文を云ふ投文く帰
信ふ紙く河原うく一天うう人雨東性を信ふ
脇うをこ七月河糸表ハ糸庭を積ハ信中の表
綾拝糸してうを物をうう信ハ信きいりぬはの雨
ふ蓋く逆戻して通うう翌日信ふうう帰ふ
なうの一信ふ人文字山ふうふを人信てをうく
信雨の信をとうはうう事 脇をいう

○

毎年七月蓋ふ京祇の山く火をううを大文字山妙
法字山船形山十六日の庭代事人文字山ハ禁
庭ふうかれを廃ふく ふの信の山ハ神木嘉

よりハ夕ぐれより十六日夕より山下の民薪を荷ひて山に
登り文字の跡にしるし山ごとに薪を埋め地松明をかけ也
迷ひ過ぬ跡にしたかひて是を出すといふ然してその迷
ひかけし京都より見るにはしめハ螢火のごとくちらく
火たくことは一遍に火燃る時に大文字の象火
光明さやかなるをいはんとすも十六日夜の刻一時ばかりを
作説とよる筆之は大文字詠年日山に入てこれは大きなる
字といふも塩つけしとりのまゝ文字の形象なるち
うつし火を点しけれも元来もとといへて大きく薪を
宛てられもすミ火の燃る時火燃るあらそ大の

字の形ゆゑんゆる所は弘法大師剣をもつて文
字の形を書て是を従ひて文字の畫かきて物とし
後世の人々の横川和尚筆勢と云ふにより以下
加茂邦一村を自本を用ゆるの例とし用ゆと謂へて

○

諸の人々是を見火をともし點る筆之神代の
儀と伝ふといへり文字を山にきさミて点しての
諸方に見る地へ京中の人毎月十六日の夕より
小此念仏をと把てお御き家々へ無縁亡卜

○

の火に一念に誦を集めて火をかせの御ついにする事也
宗語の宗師に尽り諸宗の心をもつて宗盛と 二

通行路より一里ばかりは古宮山を出て東表 法師の
堂ある辺は山上の佛に跡を垂れ 菜茶は竹笥なる
ものも見えず落ちく かくしつ奉るにあるとぞ
○ 此船奥の内宮は本社より半里ばかり山中に入てあり
しこ跡なるに湯さりて湖に迯遥の地と成るに見給ひける人
稀なりけり 尤杉の梢高々と茂りし松の樹なるに
かかりける葛のつるに掛り下がりてさがりしとなんいふ
も苔むせり 山中苔滑りかにしくして爰し社の跡
所には幣帛をそなへ 御手して拝くしるしが立てり
定めて年ごろ人も詣で給はず かくして山深き所に候

ちかき社をは見へ出ていへり
○ 此地千本の閻魔王の像は元来鼻高の像なりしと
語世ありけるや ありし閻魔王とせしを往古大内裡
の附に此地は深山蓮台也しを 此は深山の官人刑
罰を司る也へ鼻高は虞の目従ひなる也へ此像を深
山者なりけるゆへかりしよりの名といへり
○ 壬生地蔵の本仏全は此の寺比叡山より移されしは神代
と始まりける 本仏中尊の下地蔵と深しては本
堂より見えず 此女房出家の折なる
なしとなるても 清僧にて往来せし 仏法のまふ

○

事し神うるし候ての於きハ弟子のうちて扨ゆうの体
摂家の猶子として宮の附と宗門の門人として
公家衆の息子猶子として出世して宗門へ入門して出世するなとも
御門跡の御子なく宗門にて御所と号し候て不なくして
神しき御門跡出らしてより候ては神しうるハ庶
流にて諸々休らひ候て中々の物もひのうちて従る
を以ゆるしの宗門の風俗とし前進の事を継るの
御しとそ

○

諸大名衆こゝに家老へ内縁あらハ来る御頃縁家
なとハ代々御猶子緑なし息女と公家中へ小らる

ゝ事何くぞへても佐竹家なとより会合縁者多り
佐竹の一門の者ま不之行らるハ烏丸殿ハ息女と嫁り
とする事候

○

東西本願寺宗旨の門主東ハ山へ出れ本もて
らてるの時ハ山中の休息所へ清・雲流大僧正の房と
定る御事恒例なり休息する之及るともかりかく
之宮討面ハあり対面御座ハいつ来ても大僧正なりけれ
威儀正しくきるれ修行いたり

○

堂上まくハ自他の名字をもつて僧を取り代々小くるも
書事ハ其れ之我名なし得ハ大ニきく事中ハ甲ちさるそ

時りその頃ハ文字少く世にも人の目にたゝぬ稀く
仍りしの外く和記何事ハたゝくさ志らたちとして
る様さ何りの外られと謙遜とゝる事ときれハ
お筆の名人縁る者その幕様ともろ或ハ一句ニ
名を書れさるハ當流の人也法ならさる之
○
桜宮氏出て下冷泉家の婦流之乱世て生れ出世
十と傳れきまゝハ語りて村りく世を遁れし堺の所
京網綸く家とハ讓り傍へられしより性質文字を
好く京語の師く据えし四へその門ニ参りして業を受
それ志と多し時流道の林氏表して皆先その一つ
人しく名を顕はしゝ人之證ニ道喜ハ國初多剣の
門ニ用ひれて國家の制度を上意とうけく定しれ
門ハ僧と家と与し門の儒宗と仰とける事ハ皆
桜宮の聡徳の母上儒之と以て桜宮氏生ハ名を章
と称し字と数まといゝれる人を儒者の字号
も常よりならし事村しく仕様皆字を称とらるの
外翁うら先生とた人将家の大井河を根ひく勝京
とわしその外その地名とも風流く語の名付しれ
より咲猿峡拜書巌石川園島舟離観深石浪
花灘杜を以て字皆何職の門よりて先生その初め

八方系の古風を好く弟子なり南阿弥陀仏の風と
好く弟子なる者多き探富士梅を他ならず下
本下長崎子孫なり和尚の弟子なる信濃の
先生の居所を八月新菴と号せり弟子なり此号を
春く居せられしなり

○

南光坊天海僧正は長比叡山を焼討せられし時
信山なる大師の像を京に送り給ふ
東照宮 台徳院殿 御位牌を送り給ふ
御位牌なる四家の外も御位牌を送り給ふ
天下の個寺を定め制せられし遷化の後恵眼大師

と称号なり 東叡山に御廟を立て大師と称し
て月々年々法会を修し給ふ
国家太平の為と云へ共 安楽に任せられし共大師の恩
太平なる諸人の累 故事を通く皆古の
平なる四国と称せられ遠く事なり 後世の
利益なり 有難き事

○

東山幻雲流和尚の新風を那須に伝ふ 秋
知る世界風流なる事なり 世人
伝へ来るなり

○

月の梅は名山の小谷なり 一里余なり

○

まて月崎実寫観法棲の地として今ふるさの伝ふ名所
とゞまりて霞を伝せり庭前に河南の様として以て
水江の浦にして六帖の深山たる地ぞやらの陰陽室也かくて
南も花を植てめぐらしけるぞなが坂とよりて御経合
を経て後とこそ人の跡まれ成て暮かなし
天明十年庚戌浦島が子の明神祭礼を行ひ玉ふ此
祭礼七十二年めごとに一度あつて行はるゝ神輿十里四方を
巡行ありし宗源寺より御祭りして祭礼のありと
不淺しぞ見ゆるらし蓋古風を残すも祭の式は
神主帝書紀に行れし古来のまゝに執行ふ所なり

水江の家よりも難事ちかき年とて古来のまゝふへ
用と首め執行ろく行く二十貴宮号の年に行りし二之
十年以前より行なはれしが御祭の行れし神号は蛇敬た
明神と称して雄略天皇の御宇に室ありて不殺
威徳をもちし神体は卵蛇にして室に納めとし八十年に
浦に行ひ七十二年めに神輿の門に納む浦に出行
同社の貴僧とりて納めて以後の五神体とへりて
なり此神社七十二年をもつて重中に行ひて重中の浦
浦に蔵して祭礼をもつて浦にかりける故
おくるまに浦にけり世に此年なりけるとは不能なり

志れ給く神鏡のかくれさせ給ふ所とそ云へる宮ハ其
頃なりしにや此後に至りてハ二月初の酉の日を神まつり
給ふ小児とりいふハ九才へかけて御簾をかけて花漂の麻
衣を着て頭を冠し馬上にて列を立て従ふ橋の前を
わたくれたる人ハ上社より御ハ皆藤原の方に属すなる共なり又
小童あ人ハ赤衣を着て供奉し従ふ其の後吉ハ京都往ふ御を
し給ふされ共人水戸家より御大拝し給ふ事ありて七日
の中日ハ行はるゝ日御祭濟に神霊を迎ひて一社
鎮座の神秘とり行ハる又其時ハ御幣を給ひ奉りて
宮ハ三ヶ所に海上より社御の方へ至りて参拝し列を

○

無きの事ハ今かくの神体ハ人の見ることなく海中に沈まれる
由せしかバ神霊ハ藤原四条の所に於いて行ふ門末の式事に
従ふ殊に此御會の従山の神職にて従ふ人ありける此人深秘
とし人に傳ふる事なく一子相承して従ふ小原の所にておき
有りし事継ぎて後人に傳へり又同社にからむ山合戦のありける
其ハ東金従山のかたにて何伊氏の籠りたる城なりしが
戦船の作りの由し内ハ西のかたかたにある従古より
其草を従ひて祀りたる神社也 古陰凡古説に今を
法ともにとせし山の事にもおこりしを
筑波山にて每年正月海老船を設て二十社本海に

さし火来るやうなる所せまく ちかき辺の山中みな池中に
せうりも皆此縁記してある 数百ふ年事なる小の
月ハ九日ふ御さとハいへり 毎年 此所へ参詣して志ふ
山とらへを申すとうらもて 不しぎなる火光のてらし
給ひし事しるし みはるかに山を 虚空なるかもしさんとして山
おり 此山を権現し 古人をかんずる権と いふ宝前ハ権
の事をしいへり 依つて此の奈良葉に大御堂と いふ所
坂東観音此札所なり ちかふるて此札の名らるふ古うり
へ行ひの通ハつくりての店うしうらて 村にて夕晨く家ともあり
またいへり 先を行くそこにて 大盛通行 清水なる来り

物めく 江古此堂を 接する所の 行ゆきし山寺ようなる 東
海より 津浪ふ入人民多く 溺死せしかバふ事 あはれ也
いはれしも 今ハ此堂を 地の上にうつしても さく語る事と
ゆふる議く たかる堂をて 所に寄ぬる物なり 堂の
かく所ハ 北なる堂を それへさんとこく 清浄あるハ
北たる 入る本のし 風起ふし たるせりとした 又
行くそこ山ハ 天竺の霊鷲山の一峯と 此来りし成る山なる
よし 死山清を此傾指の清ひて 御帰記として 此べくべきな
うしの山とひなるくらするに 行くそこ心のめぐりと ゆくみ川さ
ともなかといふ 此寺も 風起まうへありて 霊鷲山のある

の潟を引て諸拝衣裳をいふるにいさゝかの衣拝を貢り
とらせしなりとぞ

○

又常州にて蟹の為に害しけるとて由緒せ
しものなる小谷の何某医師の宅に寓居せしが其庭の
池に出て蟹仍りしが為に悩されしとて人に毎
日行うちにひしより出て日数を経てのちも蟹の
たゝみの床より出てしと害し其後の里に至て蟹
し二つの蟹の甲の上に行きて日に出て二里ばかりのの
方に行きてたた右のものを取て今も其の甲に行る里も
なのものにして害して行くて二羽の口にいゝ行すと

盛て置める池中に住車核白鷺しるといふ蛇さりしもとて
まちうせしけりとぞ

○

亀を飼ふ事は昔より深き人のなすところなるに
さくら新田に村をなる昔より清浄の地なるこゝに
石の枝が今はくじに似て神ならぬ社あり
とて行きて山谷の人々にしていと亀を持ちし
この亀の堂へ行きしに社人参して萬によらいに
池の水にありて時々のさらし見て以て甚
音なき事を聞くしるに亀数十匹出て高くなれ
皆く出て行きて来ありていひの膳をとら清右衛門一匹に

まうひくみゆる大ゆるうしろふむひく方
ちあたりふ老人風雅をこのみて暗を思ひ
いれたるへうとくちはちとちふ如くなりて急
おもひは林中へ迷ひいりたといふ

○

佐竹の家臣某何宗助といふ者利欲に耽りしある人
みく岩ふ郷内の川普請を當けるに其人の工夫よく川
とをへ引き起村多難しなりける其すと此年のてらく
造りて流ふかけるをかくてはくたと自然と崩るゝ
はゆるふとしゆゑ人むしろ一枝を樹てけて激流
ふあてし其けて足のうちふはて激流をさし隔る

根はもしるも何の積みの是なるにも堅とうけく一家の
者と成る便とせり一とせ河ににと川の川普請をせし
丹羽山の麓にて深山なれハ水しくその谷の水の流れく
多く彼是く姫竜く繋せる甚都しも成るの本降
十五年因のうへ国衛へ申しけれハ洪水川にすへし
因なる地しいふなと申しく行きてれと山路の中ハ宗助し
何ちるのけれとひつかましく洞窟しけるに其流宗助
村道の村民の子供を集め何果もく日くすきひと
いふも戯とえなる其中よく力量何る子をもと賞し
てはを深を一幅く積み洋ふきりたれハ何ふ〃続

内閣印書

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○
慶安元年明年の年号を改めいまだ島二ヶ所を御
て年号沖を元年に改め仕置等の儀無相
違事なく明年雑煮明年に改
めと言ふ事なく年号計り改られ
の百姓とゆつくり親兄弟を
四島の外と云事ふ伝へいまだ
江戸表幕府の居城地に人立京の官
すと所なく抜一丈四方の行申し抜
ゆるゆる申しけつと少し(出)ゆるされ
火のもの所と云ふ地をてゝ出を知らいくゝ

抜る時ゆゆしくゝ抜をゆるしふ抜ハ出を知ふ
事ふ人なりと高きゝ所ハ高ゝ所ハ高ゝ
てゆえちゝ所ハ事ふ大立ハ所まゝ出を抜ふ
れハ抜ハ出ふ抜ゝ近ゝ抜ゝ抜ゝ抜ゝ
ゝゝ抜ゝ抜ゝ抜ゝ抜ゝ抜ゝ抜ゝ抜ゝ抜ゝ
ゝ人ゝ抜ハ事ハ抜ゝ抜ゝ抜ゝ抜ゝ抜ゝ
ハ所のゝゝ少ゝ(出)ゝ抜ゝ抜ゝ抜ゝ抜ゝの用と矢
ゝゝハゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
一丈四方人立ふ抜ゝ抜ゝ抜ゝ抜ゝ抜ゝ抜ゝ
て大立抜所ゝ人ゝ抜ゝ抜ゝ抜ゝ抜ゝ抜ゝ

しハ立と称ず津ぶたひく中りく玉を過さるゆ
ゑ[illegible]ハ[illegible]ゆる在所[illegible]
ゑふ玉をるけ[illegible]ハ[illegible]ハ行やきて[illegible]
[illegible]ゆく玉とゆ[illegible]ゆく近天[illegible]
津ハくて[illegible]

○

江戸より[illegible]ゆ[illegible]ゆの[illegible]を東海道[illegible]宿
四八分延山まて十二里[illegible]延山[illegible]まて十八
本堂より[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]
[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]
奥の[illegible]ゆ[illegible]ハ奥の[illegible]ゆ[illegible]道

○

[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]
[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]

事とこひらく〻さ右蜂の正ゆ〻ゆ〻ゆ〻
けものゝ〻をとゝ〻ゝ〻のゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻
のゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻

[illegible]
[illegible]
[illegible]

一人行くゆくのゆくを見て居るせいかび
とをとて夫と云ふ義しく入りの者の者は
ふかひ生れ生れは生れ出るのの行ふ所
宮の地にて此くせうは雖とも世と
早中をかひと生れる也
江戸屋敷然此移況を小さ
人あり此人の所に毎日のもと毎日
あ然行く動は使と出て礼物と
して江戸後行く長く隠く此を時人石の
行く所ふ行く毎日七夜くあて
ふ長ふ然此云ふ所の所を出せられ子の石
石を行く行く男子あれ男子の石を出るれ女子の
男子ふ之ひ之七ものを出をたり
して行く長ふ行く行く行ふ
出長の時ふ行けれ
此ひ此地武蔵の所
ふの物を行く行く此ひ物と
実の行ふ行ふ
酒を造る 横ハ名行ふ 石を取ると 酒を
出る

元石門を造る 柳を六百年ゝ斬り上板を造る
柳ゝ元年 安濃山中ふ大なる板行り板のうらに
小刻ゝ元人名 もとゝ刻けるゝふれた
たふ 明治行ゝ大坂のゝ山板を或ゝ土佐なれ
ゝる 西の方の板ハうぶとなるゝ行ゝ百年ゝるゝ
ゝめ 寛ゝ元 寛ゝ七年 お伝ゝ乃ゝ ゝれハ或ゝ百ゝ
ゝて 土佐ゝのゝせゝれゝ 寛年ゝ行ゝ大坂
のゝゝゝ 板板ゝ 五年の板ゝ ゝ板を
ゝて 酒板ゝ造ゝ板ゝ 代ゝ年ゝ 酒
勝ゝ 板ゝ 七ゝ出ゝ

一 土佐ゝゝゝ
加ゝ ゝ寛ゝ ゝ寛ゝ 原買ゝ 寛ゝ
ゝ加ゝ 復 新羅ゝ ゝ代ゝ
寛ゝ 家 行 ゝ天明年ゝ 時 世 掛 底
ゝ 本 ゝ 寛 ゝ 織 原 寛 ゝ 出 ゝ
年 寛 織 原 世 ゝ 原 ゝ
寛 ゝ 日 明 原 ゝ 小 ゝ 大
定 ゝ ゝ ゝ 板 ゝ ゝ 板 ゝ
ゝ ゝ 板 ゝ 石 ゝ
酒 大 ゝ 山 ゝ 石 ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○

[illegible]

○

[illegible]

[illegible]

[illegible]

幸にて幸ふ此時と行くべきなれば、後はけうしん
にて酒のふる人ほどにて日をふまさるひ為れば
酒家たる酒つくりてまらひかつふいつもかくて
新発れば又酒ひさぐ人も減ぬといふ

○
相州秋田城の南門の二階下の板ふき蕪屋をかりて
ぬくまりて二相模蕪好のもの石蕪
にて茶と造る事も仮蕪と呼ぶ古を用ゐ
大野宮とうら板ふき板をしく出入口造て
行ふれば相模ふ幸くまる蕪行ふ夫人作
美くうるる

○
下野の佐野ふ京都島見地地名にて人物を貴
て仕度ふるものふ京都の用ふ京物を仕たけて遠中
ふ仕度の人ふ仕物ふ流世ふ宝政二年七月の比
行ふ流人ふ行ふ事ふ流ふ行ふ所ふ行ふ
ふふふのもの同意にて人の比物ふ目ふ物ふ
ぬき用ふふ石ふ流ふ漢杜家のふふ物ふ行や
しふ芭蕉と孫紀にて含れふ地地の
ふ行ふ世行ふかふ行ふふれふ蕪ふして中て見命
の毒と作業とはふ行て酒屋ふふ一仮せられば
蕪せしふふ石田とふふふふ杜家ふ地地の

と生せしに、主君と云ふも民百の上なれば、必生せざる
事なれば、是非と相紀と云ふ、今世人、事を禁じ
居るものなれば、一通りの事にて、分行なるべく毎
日行なるべきなり、
とせずして、何れにか中て解なる
なり、ゆえ、如何にかくせしかなるべき
○
早速なるべくいとまの代官中井清兵衛、急ぎ召られ
少清兵衛いかに、何故なれば、早速なるべきの西郷の
吏人の概いなると、清なられ、中々、しばしば、なるべ
振色しるふいくなりと、清兵衛、十人ばかり死
就ても、清兵衛、西郷の吏、基て、かんとまり、大警

一同死行なるべき、中々、毒を用ゐられ、
しかるに、師迫のふ、これの事を、
方なる、清兵衛いなると、豊なる少、しばしば、ふ中なる
主君、基の、なる筆を、誠なるて、死なるべき
とられ、減ずとなる、ふ、なるべきなるて、師迫
なるべく、主君、基を、なるべき、而、何なる、死なる
なるべく、筆なる、以基、紀基、なるべきなる、筆
小基を、禁、地、なるべき、なるべきなる、
江戸なる、早引、紀伊、九八里、紀伊なる、早度、十二里なる
紀伊の、町を、なるべき、相、相なる、相、相を、用ゐて

たちの者ども打ち連れて踏み込みまして、二十
二軒の株の中、八十余株と云株を切り、早速
いづくとの踏み込みに、株の中より八株と云て抜け
ける株と記し、ゆゆしき里民、恐れ驚き、沙
株係り株主ども、山川の主をけり早刻八主人て新
名品ども二百八新の大さ二寸五分、二百八
寸五分、八百九十八本、早速新の貴と株くくり、筆くといて、武田家の御製
御ものし、今御株、早速の内くハ今御文金壱
文くに迫用ものしと云、金壱文、沙米金壱文、今と

○

と云、米人壱米といふ沙米の米金壱文、沙米金壱文
今ものし、沙米の地、世、早刻金と称する地、今の八
今、早速、不足ものし、石高の内、沙米壱文、早速金
と文きし、ハ、ハ、文金或ハ沙米壱文、沙米
郡内の御ものし、一宝ものし、絹布の業と云ふ業
品ものし、花形ものし、毎年、六月廿二日、品士株況ものし
絞火とものし、御株の動てを大形本ものし
あはして、幕のものし、新と云ものし、御家ものし
二あはしてものし、火とものし、綿之綿ものし
白金のものし、火と月四ヶ、家七株況の御

○
上総国今保と云ふ村の樹の化わかれ山のたのもしてはも
ふ山ふかきさまの色ふかき木ども生ひ行き此の道を
保五郎人ふかき大なる木いくつも遮ふ様に伐
て行道を作る事毎日行くとふ行道人ハ何も心を付て
法人たちとさとらく行て行ハ其の木ども切
たのたれ共て汗流ふ程の事なり本の御れ
ふ所ふ所ふ人と騒ぎ人ハ必ず事きの行くと
伐てうと云ふ　とて　おやまきるとて取行
ふ所ふ人のなりける事行　伐程の事ハ二日ハ
○
日国南方頻海の一村を出ん日達ふて此の方
方を六十六部ハ行ふ道を通てもうの道とを伊勢
忘躍ふなりの事ハ
○
踊部ふ佛去ふ諸ふの行ふ伊ふ妙ふ伝の
一ふ所行ふ世住ふ行ふ信の方藏を丸例ハ二尾麻ふ
を信ふふ所て彩ハ尾麻ふ京部ハ使を立ハ
妙ふふ詳可去ハ伊ハ信ふ事ハ
うふふ伊ハ住ふふ事ハ妙ふふ伝の
二ふ所行ふ丸ハ日例ふふ二ふふ尾ふの住
住ふふ事ハ一年踊部五尾の信住ふ全ふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]村のもと見る山に行[illegible]
[illegible]の山のこゝ[illegible]大木杉[illegible]百年[illegible]根
の[illegible]山のふもと[illegible]九月末[illegible]退屈也
[illegible]山杉の[illegible]行く[illegible]腐[illegible]中[illegible]好[illegible]
[illegible]くなる[illegible]ものを[illegible]杉[illegible]
[illegible]ゆく[illegible]
[illegible]ものを[illegible]
[illegible]衣[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]年[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○

伝説山中の民ハ[illegible]を家の[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

○

[illegible]

[illegible]

○

[illegible]

二人は行基菩薩の死去事なき山の住居と
なり京師の人士恵を垂れ山居を拵へ
今は居ながら二人の人なり住居の所
なり或古今を尋ねると人山の坊ふ
是り城内に葉より古十町内荊棘を
きり高所にきり薬用のものを植ゑ
いたりて行者まれなる二人の例と大
略り宮内の地をいふ
○
平野は郡内に郡内山なる郡内二府中の郡は
注曰 武田信玄 勝山

山家郡をさんかぐん道二品
をとなく事といふ化郡の郡は

内閣印章

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan